## 併せて講ずべき措置

# 9

### 当事者等のプライバシー保護のための措置の実施と周知

職場におけるハラスメントに関する相談者・行為者等の情報はその相談者・行為者等のプライバシーに属するものであることから、相談への対応又はそのハラスメントに関する事後の対応に当たっては、相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者に対して周知すること。

なお、このプライバシーには、性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含まれること。

#### 取組例

- 相談者・行為者等のプライバシー保護のために必要な事項をあらかじめマニュアルに 定め、相談窓口の担当者が相談を受けた際には、そのマニュアルに基づき対応すること。
- 相談者・行為者等のプライバシーの保護のために、相談窓口の担当者に必要な研修を 行うこと。
- 相談窓口においては相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を 講じていることを、社内報、パンフレット、社内ホームページ等広報又は啓発のため の資料等に掲載し、配付等すること。

### ポイント

● 職場におけるハラスメントの事案についての個人情報は、特に個人のプライバシー 保護に関連する事項ですから、事業主は、その保護のために必要な措置を講ずるとと もに、その旨を労働者に周知し、労働者が安心して相談できるようにする必要があり ます。